

国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会ワーキングチーム（関係府省庁等ヒアリング）
議事要旨

1. 日 時 令和7年7月24日（木）13:00～13:40

2. 場 所 オンライン開催

3. 出席者

(1) ヒアリング対象者

中川 拓哉 デジタル庁 デジタル社会共通機能グループ統括官付参事官（ベース・レジストリ担当）

池田 敬之 総務省自治行政局住民制度課長

松波 卓也 法務省民事局民事第二課民事法制企画官

(2) ワーキングチームメンバー

池田 博之 山口県総合企画部長

（代理 総合企画部デジタル推進局長 浅川局長）

伊藤 正樹 愛知県一宮市総務部長

深澤 文仁 秋田県美郷町企画財政課長

名越 一郎 内閣官房デジタル行財政改革会議事務局参事官

浅岡 孝充 デジタル庁統括官付参事官

萩原 一博 デジタル庁統括官付参事官付企画官

村上 仰志 総務省自治行政局行政経営支援室長 併任 地域 DX 推進室長

（代理 行政経営支援室 併任 地域 DX 推進室 松葉補佐）

4. 議事概要

<事前に送付した質問事項について、総務省より説明。>

※「→」はワーキングチームメンバー発言

①アドレス・ベース・レジストリ（以下「ABR」という。）の町字以外のデータ整備に関する現在の検討状況をご教示ください。（どこまでが整理され、今後の課題となっていることは何か等）

- ・ まず、ABRの取組の背景として、現在我が国では、住所・所在地に関する制度が不動産登記法と住居表示法という異なる制度に分かれており、かつ、それらを行政が一元的に管理していないという構造的な課題がある。問題の1つ目として、社会全体でコストが重複しており、同一の住所・所在地情報について、民間事業者を中心として、官民の複数の主体が類似の整備・更新を行っており、重複的なコストが発生している。2つ目として、情報収集／提供に係る負担が発生しており、それぞれの主体が個別各々に、行政機関に対して情報収集・問い合わせを行っているため、収集する側だけでなく、提供する側の行政機関についても、負担がある。3つ目として、データ互換性が欠如しており、住居表示と地番の連携が困難であるほか、それぞれの主体が個別に整備する結果として、表記揺れが生じやすく、システム間でのデータ連携や統合が困難になっている。このような課題を踏まえ、管理主体が確認した正確かつ最新のデータを、国が一元的にABRとして収集・提供しようとしている。

- ・ 住所・所在地関係のデータの階層としては、町字より下位に、住居表示法に基づき住居表示を実施している地域については街区符号・住居番号で、実施されていない地域については不動産登記法に基づいた地番で、住所が表示されている。ABR は、町字の整備までは完了しており、町字より下位の街区符号・住居番号・地番は、ベース・レジストリ推進有識者会合での議論を踏まえて、令和7年内に、文字情報についてはID体系や表記揺れの是正を含めた整備の在り方に関する方策を、地図情報については、地図を介した住居表示情報と不動産登記情報の紐付けを含めた必要な対応を具体化する。
- ・ ABRについては、様々な主体が保有するデータを集めることに主眼を置いてきたが、進め方のポイントとして、データは集めて終わりではなく、継続的かつ安定的な更新が重要となる。そのため、様々な主体に協力を求めて、アナログにデータを集めるのは持続可能ではなく、日々の業務の中で自ずとデータが更新されていく仕組みが必要ではないかと考えている。地番については、令和9年度以降、不動産登記が更新されるたびに、随時、更新情報に関係行政機関に提供する仕組みの検討を進めていく予定。街区符号・住居番号についても、自動的に更新されていく仕組みを検討していくことが重要と考えている。
- ・ 市区町村の住居表示業務は、住居表示法に基づき住居表示を実施する地域に関して、住居表示台帳を作成し、随時更新するとともに、新築、改築などされた建物・家屋に住居番号を振るもの。デジタル庁の調査によれば、多くの市区町村が台帳を紙で管理している。ABRのシステムの中で、分権提案にもあるように、市区町村が住居表示業務を行える機能を整備し、市区町村に利用してもらうことができれば、市区町村が日々の業務を行う中で、町字を含めて住居表示に関するデータがシステム上で更新されることになる。そうするとデジタル庁や総務省が市区町村に対してデータ提供を依頼することなく、システム上から民間事業者など利用者にデータの提供が可能になると考えている。そのため、住居表示業務の共通システム化の検討は、ABRの整備の観点からも、とても有益であり、デジタル庁としては、関係府省庁と前向きに検討していきたいと考えている。
- ・ 総務省は、住居表示法に基づく住居表示業務を所管している。住所・所在地情報収集システムができて、市区町村の負担軽減や事務効率化につながれば非常に望ましく、ABRの取組につながればさらに望ましいと考えているので、制度所管省庁として協力していきたい。市区町村の取組状況が異なっているので、足並みを揃えて共通システムを使ってもらうためには、慎重に意見を聞きながら進めていく必要があると考えている。
- ・ 法務省は、不動産登記のシステムを所管している。デジタル庁においてABRの取組が進められているので、またその状況をお聞かせいただければと考えている。

②住所・所在地情報収集システムの共通化・デジタル化を進めることによる効果をどの程度見込まれていますか。

- ・ 具体的な効果は今後示していく必要があるが、ABRのシステムとして、市区町村が住居表示業務を実施できる機能を備えることで、市区町村の業務の効率化が図られるだけでなく、日々の業務の中でデータ整備も兼ねることができることにより、ABR全体として、他の行政機関の方や民間事業者の方の利便性の向上につながると考えている。
- 7割程度が住居表示台帳を紙で管理しており、管理が大変だと聞いている。市区町村は

住民・事業者からの台帳の閲覧請求にも対応しており、請求の度に、閲覧用に個人情報を削除の上、閲覧に供するなど負担があると聞いている。業務をデジタル化し、日々の業務の中で、データの更新・蓄積がなされていくのは効率的と考える。

- ABR のデータベースを活用する行政機関や民間事業者の利便性向上とデータ提供する行政機関の業務効率化につながるものと思う。本団体では、住居表示を実施していないが、調べたところによると、全国の町村のうち、住居表示に関する条例があり、住居表示を実施している町村は、町の場合、743 団体のうち 76、村の場合、183 団体のうち 2 あった。住居表示は市街地を中心に実施されているものであり、町村では実施団体が少ないが、いずれにしろ、システムの共通化により、事務の負担軽減につながると思う。今後の検討に当たっては、利活用する地方自治体を含む行政機関や民間事業者の意見を踏まえるものと思うが、現時点では、市区町村が管理しているデータの移行や連携などに経費が発生する場合にどうしていくかというところを懸念する。
- 住所・所在地情報収集システムの共通化を進めてほしい。本団体の住居表示業務について紹介すると、建築主から建物等の新築等の届出を受け付け、住居番号の設定を行っている件数が年間で約 350 件弱ほどある。システム内の地図に住居番号を落とし込んで管理しており、システム保守費は年間 20 万弱。共通化を進めるにあたっては、データの移行やデータ連携の際の市区町村の負担は減らしてほしいため、事前に市区町村との意見交換をしっかりと行い、入念な準備の元に進めてほしい。共通システムの構築にあたっては、住居番号と地図データと紐付けてほしい。
- 現行のシステム保守費だけ見ると高くはないが、実際には、職員・住民の目に見えないコストが発生していると思うので、共通化の費用対効果は高いと考える。
- 本団体は事務主体ではないが、ABR のデータベースを活用する行政機関や民間事業者の利便性向上と提供する行政機関の業務効率化につながるものと思う。共通システムの構築にあたっては、住民基本台帳、印鑑登録、国民健康保険、選挙人名簿管理、上下水道などのシステムと連携できる部分があるのではないかと。他方、連携させるとなれば費用が多額になることも考えられる。仮にそうなのであれば、国の財政支援も含めて検討してほしい。

③住所・所在地情報収集システムの構築を進める上で、どのような方式が考えられますか。

- ・ 調査・検討中であり、現在、具体的に示すことはできないが、今後、示していきたい。

④住所・所在地情報収集システムの構築を進める上で、どのような課題が考えられますか。

- ・ 市区町村は、財政力や地理的特性など異なっており、一部の市区町村はシステム導入済みであると認識している。共通化の対象に誰のどの業務まで含めるのかを検討する必要があると考えている。全ての市区町村の全ての業務を共通化の対象とすると、すでにシステム化を進めている市区町村においては、かえって便益を損なうケースもあると考えている。全ての市区町村のニーズに完全に合わせるとなるとコストが大きいので難しい可能性もあるが、各市区町村の実情にあわせて切り出して使えるような、各市区町村にとって便益がある方式を具体的に考えていく必要があると考えている。

→ 住居表示業務は、条例や条例より下位の実務的な慣行に基づき行っているところが多いと思うので、業務フローなど各団体間で揃っていないという実態もありうる。実態を相当程度詳しく調べて、どのような方式がよいか検討・意見交換する必要があると考えるので、よろしく願います。

以上